

令和4年3月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日時：令和4年3月8日（火）午前9時00分

場所：四万十町役場本庁東庁舎 3階 委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 議案第 1 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ② 議案第 2 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ③ 議案第 3 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ④ 議案第 4 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑤ 議案第 5 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑥ 議案第 6 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑦ 議案第 7 号 指定校区外就学申請の取扱いについて
- ⑧ 議案第 8 号 四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則について
- ⑨ 議案第 9 号 四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について
- ⑩ 議案第 10 号 四万十町立小中学校文書管理規程について
- ⑪ 議案第 11 号 四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の改正について
- ⑫ 議案第 12 号 四万十町小中学校校内研究支援事業費補助金交付要綱の廃止について
- ⑬ 議案第 13 号 四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱の廃止について
- ⑭ 議案第 14 号 令和 4 年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について
- ⑮ 議案第 15 号 四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱について
- ⑯ 議案第 16 号 令和 4 年 4 月 1 日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について
- ⑰ 議案第 17 号 令和 4 年度教育委員会会計年度任用職員の任用について
- ⑱ 議案第 18 号 令和 3 年度教育委員会関係 3 月補正予算案について
- ⑲ 議案第 19 号 令和 4 年度教育委員会関係当初予算案について

5 協議事項

- ① 文化的施設サービス計画について

6 報告事項

- ① 令和3年度 高知県学力定着状況調査の結果について
- ② 令和3年度 全国体力・運動能力、生活実態等調査結果について
- ③ 校区外就学にかかる部活動状況報告について

7 その他

教育長	山脇 光章
委員	横山 順一、 坂本 維子、 佐々倉 愛、 岡 澄子
事務局	浜田 章克、 林 瑞穂、 岡 英祐、 東 孝典

参 考

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

(承認及び承諾基準)

第2条 四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

(承認又は承諾)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第2条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第2条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(原則6か月以内)
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで(年度ごとの申請が必要)
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで(年度ごとの申請が必要)
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	中学校のみ卒業まで(年度ごとの申請が必要)
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合(中学校入学前に申請をした場合に限る。)	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間 (年度ごとの申請が必要)

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校6年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ① 児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ② 保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③ 他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

議案第 8 号

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則について

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和 4 年 3 月 8 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、四万十町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年四万十町条例第 12 号。以下「条例」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、四万十町立図書館設置条例（平成 18 年四万十町条例第 175 号）第 5 条に規定する図書館の館長（以下「図書館長」という。）の任用、報酬その他の勤務条件について、四万十町会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する規則（令和 2 年四万十町規則第 3 号。以下「会計年度任用職員任用等規則」という。）及び四万十町会計年度任用職員の給与の決定及び支給等に関する規則（令和 2 年四万十町規則第 4 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(身分)

第 2 条 図書館長の身分は、条例第 2 条に規定するパートタイム会計年度任用職員とする。

2 図書館長は、四万十町立美術館条例（平成 18 年四万十町条例第 180 号）第 7 条に規定する美術館の館長（以下「美術館長」という。）の職を兼ねるものとする。

3 図書館長は、その他の職を兼ねることができる。

(任用)

第 3 条 図書館長は、司書の資格を有する者であって、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条に規定する図書館において 10 年以上の勤務経験及び図書館長としての勤務経験を有する者のうち、教育長が適任と認める者を任用する。

(任務)

第 4 条 図書館長は、上司の命を受け四万十町教育委員会事務局の組織に関する規則

(令和2年教育委員会規則第1号)第4条に規定する生涯学習課の分掌事務のうち、町立図書館及び町立美術館の管理運営に関する事務を掌理し、所属する職員を指揮監督する。

2 図書館長は、前項の任務のほか、教育長が必要と認める業務を行うものとする。

3 第2条第3項の規定により、その他の職を兼ねる場合の任務は、別に定める。

(報酬等)

第5条 図書館長の報酬額は、月額300,000円とする。

2 図書館長には、条例第5条の規定に基づき時間外勤務報酬を支給する。

3 図書館長には、条例第8条の規定に基づき期末手当を支給する。

(勤務時間)

第6条 会計年度任用職員任用等規則の規定に基づき図書館長の勤務時間は、1日につき7時間とし、1週当たりの勤務日数は原則として週5日とする。

2 前項の規定に関わらず、1週又は1日の勤務時間数変動する特別な勤務においては、1年間の平均勤務時間数が週35時間となるよう勤務を命ずるものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

参 考

四万十町立図書館長の任用、勤務条件等に関する規則について

【要旨】

今回の規則については、現在、整備中の文化的施設の効率的・効果的な運営のため、重要となる図書館長（現行では生涯学習課長が兼務）に来年度から図書館法に規定する図書館で10年以上の経験と図書館長の経験がある者を任用（会計年度任用職員）することとしていますので、図書館長の任用、報酬その他の勤務条件について、定めるものです。

【規則の内容】

この規則は、図書館長の任用、報酬その他の勤務条件について、必要な事項を定める。

- 身分　：　パートタイム会計年度任用職員
 美術館長を兼ねる。その他の職を兼ねることができる。
- 任用　：　司書の資格を持ち、図書館法に規定する図書館で10年以上の経験と図書館長の経験がある者
- 任務　：　町立図書館・町立美術館の管理運営、所属職員の指揮監督、教育長が必要と認める業務（その他の職を兼ねる場合の任務は、別に定める。）
- 報酬　：　月額300,000円（時間外勤務報酬、期末手当を支給）
- 勤務時間・勤務日数　：　1日7時間・1週当たり5日（勤務時間数変動する場合は1年間の平均勤務時間数が週35時間）

議案第9号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の改正について

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成18年四万十町教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 令和4年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。

休校する学校名	通学すべき学校名
北ノ川中学校	大正中学校

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号</p> <p>(省略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1～6</p> <p>7 令和4年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおとしする。</p> <table border="1" data-bbox="798 1120 941 2119"> <tr> <td>休校する学校名</td> <td>通学すべき学校名</td> </tr> <tr> <td>北ノ川中学校</td> <td>大正中学校</td> </tr> </table>	休校する学校名	通学すべき学校名	北ノ川中学校	大正中学校	<p>○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則 平成18年3月20日教育委員会規則第19号</p> <p>(省略)</p> <p>附 則 (施行期日) 1～6</p>
休校する学校名	通学すべき学校名				
北ノ川中学校	大正中学校				

【改正の理由】

今回の改正については、令和4年3月末をもって閉校となる北ノ川中学校の通学区域にある生徒が通学すべき学校を統合先の大正中学校とするためのものです。

なお、この改正は、休校期間中の取扱いを定めるものであり、廃校となった際には、改めて通学区域の変更を行います。

議案第10号

四万十町立小中学校文書管理規程について

四万十町立小中学校文書管理規程を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町立小中学校文書管理規程

(目的)

第1条 この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか、四万十町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、もって文書の適正な管理と事務処理の能率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書 学校の教職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をいう。
- (2) 文書收受システム 高知県教育委員会が導入し、高知県内の教育委員会及び公立学校が利用する文書の発出、受理、保管等を行うことができるシステムをいう。
- (3) 電子文書 文書收受システムを用いて記録された文書をいう。
- (4) 電子起案 文書收受システムを用いて行う決裁を受けるための起案をいう。

(文書の取扱いの基本)

第3条 文書は、正確かつ迅速に取り扱うとともに、その経過を明らかにしておかなければならない。

2 文書は、検索しやすいように常に整理しておかなければならない。

3 文書の公開は、四万十町情報公開条例（平成18年条例第10号）に基づき行うものとする。

(文書管理責任者及び文書取扱主任)

第4条 全ての学校に文書管理責任者を置き、校長をもって充てる。

2 全ての学校に文書取扱主任を置く。

3 文書取扱主任は、事務職員又は文書管理責任者が指名する者とする。

(文書管理責任者及び文書取扱主任の職務)

第5条 文書管理責任者は、校内の文書管理全般を所管し、その管理が円滑かつ適正に行われるよう指導、調整及び改善に努めなければならない。

2 文書取扱主任は、文書管理責任者を補佐し、校内の文書管理に関する次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 文書の收受及び発送に関する事務

(2) 文書の整理、保管、保存及び廃棄に関する事務

(3) 文書收受システムの管理に関する事務

(4) その他文書管理に必要な事務

(文書分類表)

第6条 全ての文書は、別に定める文書分類表により分類し、整理及び保存しなければならない。

(文書の整理)

第7条 文書は、文書分類表に基づき整理するものとし、必要なときに直ちに取り出せるように保管し、又は保存しなければならない。ただし、電子文書については、文書收受システムを用いて整理するものとする。

(文書の收受)

第8条 学校に到着した文書は、文書取扱主任が收受しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りでない。

2 前項本文に規定する收受は、文書余白への受付印の押印及び文書收受システム内の受付簿への記録により行うものとする。ただし、電子文書については、文書收受システムを用いて收受するものとする。

(收受文書の処理)

第9条 文書管理責任者は、收受した文書を速やかに確認し処理しなければならない。ただし、文書管理責任者自らが処理する必要がないものについては、処理方針及び処理期限を文書取扱主任に指示し、処理させるものとする。

(起案)

第10条 起案は、起案者が文書收受システムを用いて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、文書管理責任者が事務処理の効率化等の観点から合理的であると認めるときは、事案の内容その他所要事項を記した書面により起案することができる。

3 起案文書には、必要に応じて起案の理由及び経過等が確認できる資料を添えなければならない。

4 起案についての決裁は、教頭を経て学校長が行うものとする。ただし、起案の内容等により、教頭の決裁が必要でないとき学校長が認める場合は、学校長のみの決裁とすることができる。

(文書の発信)

第11条 文書の発信は、文書收受システム、使送、郵便、ファクシミリ、メール等により行うものとする。

2 郵送により発信する文書の管理については、別に定める郵券受払簿により行うものとする。

(発信者名)

第12条 文書の発信は、校長名又は学校名を用いて行うものとする。

(文書への押印)

第13条 発信する文書は、校長印又は学校印（以下「公印」という。）を押印しなければならない。ただし、次に掲げる文書については、押印を省略することができる。

- (1) 学校間で相互に交わす文書（特に重要な文書を除く。）
- (2) 資料送付、会議等の通知、照会及び回答（特に重要な文書を除く。）
- (3) その他押印が必要ないと校長が認める文書

2 前項本文の規定にかかわらず、電子文書にあつては、電子署名の方法をもって公印の押印に代えることができる。

(保存期間)

第14条 文書の保存期間（保存期間の変更を含む。）は、関連する法令、重要度、利用度等に基づき、文書分類表に定めるものとする。

2 保存期間は、当該文書の処理が完結した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算する。ただし、高知県の会計文書は、当該文書の完結した日の属する会計年度の翌年度の6月1日から起算する。

(文書取扱いの注意)

第15条 文書の持ち出し、関係職員以外への提示、又は写しを交付しようとするときは、文書管理責任者の許可を得なければならない。

2 文書は、細心の注意をもって管理しなければならない。

(廃棄)

第16条 保存期間を経過した文書は、文書管理責任者の決裁を受け廃棄するものとする。

2 前項に規定する文書の廃棄については、廃棄しようとする文書の内容に応じ、消去、焼却、裁断、溶解等の方法により行うものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、文書管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

四万十町立小中学校文書管理規程について

【要旨】

今回の規程については、本町の小中学校で取り扱う文書を適切に管理し、また事務処理の能率的な運営を図るために定めるものです。

【規則の内容】

この規程は、四万十町立小中学校における文書の取扱いについて、必要な事項を定め、文書の適正な管理と事務処理の能率的な運営を図ることを目的とする。

規程の用語の意義

文書 : 学校での作成・取得した文書、図画、写真、フィルム、電磁的記録

文書收受システム : 高知県教育委員会が導入した文書の発出、受理、保管等ができるシステム

電子文書 : 文書收受システムに記録された文書

電子起案 : 文書收受システムで決裁を受けるための起案

文書の取扱いの基本 : 正確・迅速に取り扱う。経過を明らかにする。常に整理しておく。公開は、四万十町情報公開条例に基づき行う。

文書管理責任者 : 学校の校長

文書取扱主任 : 事務職員又は文書管理責任者が指名する者

文書管理責任者の職務 : 文書管理全般の所管、円滑・適正な管理

文書取扱主任の職務 : 文書管理責任者を補佐、文書の收受、発送、整理、保管、保存、廃棄、文書收受システムの管理 等

文書整理・保存 : 文書分類表で分類し行う。

文書の整理 : 文書分類表により整理、保管、保存（電子文書は、文書收受システムで整理）

文書の收受 : 到着文書は、文書取扱主任が收受（簡易なものは、この限りでない。）、受付印の押印、文書收受システム内の受付簿へ記録（電子文書は、文書收受システムで收受）

收受文書の処理 : 文書管理責任者が速やかに処理（文書管理責任者自らが処理する必要がないものは、文書取扱主任に処理）

起案 : 文書收受システムで行う。（合理的であると認めるときは、書面により行う。）起案文書には、理由・経過等が確認できる資料を添える。決裁は、学校長が行う。

文書の発信 : 文書收受システム、使送、郵便、ファクシミリ、メール等で行う。郵送で発信する文書の管理は、郵券受払簿で行う。発信者名は校長・学校

文書への押印 : 校長印・学校印（電子文書は、電子署名で行うことができる。）押印を省略することができる文書（特に重要な文書を除く。）

- ・ 学校間の文書、資料送付、会議等の通知、照会、回答、押印が必要ない文書

保存期間（保存期間の変更）： 文書分類表に定める。保存期間は、処理の完結日の翌年度の初日から起算（高知県の会計文書は、当該文書の完結日の翌年度の6月1日から起算）

文書取扱いの注意： 文書の持ち出し、関係職員以外への提示、写しの交付は、文書管理責任者の許可を得る。文書は、細心の注意で管理する。

文書の廃棄： 保存期間を経過した文書を消去、焼却、裁断、溶解等で行う。

議案第11号

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の改正について

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する訓令

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程（平成18年四万十町教育長訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程は、」の次に「四万十町立小中学校等に勤務する」を、「教職員（」の次に「常勤的非常勤職員、臨時的任用職員、育児休業代替講師及び非常勤講師を含む。」を加え、「自己所有の車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下「自家用車」という。）を公務に使用することについて」を「公務（通勤を除く。以下同じ。）のために自家用車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で職員が占有するものをいう。以下同じ。）を使用する場合について」に改める。

第2条を削る。

第3条の見出し中「の手續」を「登録」に改め、同条第1項から第3項までを次のように改める。

教職員が公務で自家用車を使用しようとするときは、その車両をあらかじめ登録しておかなければならない。

2 前項に規定する登録は、自家用車公務使用登録簿（様式第1号）を学校長に提出し、承認を得て行うものとする。

3 学校長が、公務で使用する自家用車を登録したときは、自家用車公務使用登録簿の写しを教育長に提出するものとする。

第3条に次の1項を加える。

4 前3項の規定は、公務で使用する自家用車の変更について準用する。

第3条を第2条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の制限)

第3条 教職員が、前条の規定により登録した自家用車（以下「登録車両」という。）を公務で使用する場合には、出張・校外勤務・自家用車公務使用伺（様式第2号）により、学校長の承認を受けるものとする。

2 教職員は、登録車両以外を公務で使用してはならない。

第4条の見出し中「自家用車の」を削り、同条中「教職員から自家用車の使用の申出があった場合は」を「登録車両の公務での使用は」に、「整えている」を「満たす」に、「許可することができる」を「認めるものとする」に改め、同条第1号中「の能率的執行」を削り、「自家用車」を「登録車両」に改め、「客観的に」を削り、同条第2号中「客観的に」を削り、同条第3号中「事故発生及び生徒指導等の面で」を「指導面等で」に改め、同条第4号中「自動車」の前に「登録車両は、」を加え、「車両である」を削り、同条第5号中「自家用車の」を「登録車両は、適切に」に、「適切になされていると認められる」を「されている」に改め、同条第7号中「自家用車を公務に使用できる範囲は」を「出張先は」に改め、同号ただし書中「県外の場合は、教育委員会と協議のうえで許可の決定をする。」を「四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合は、出張先が県外への出張にも使用することができる。」に改め、同条第8号を削る。

第5条の見出し中「自家用車の使用の場合の実費弁償」を「旅費」に改め、同条前段中「自家用車を使用して出張した」を「登録車両を公務で使用した」に改め、同条中「（車賃）」を削り、「支給する」の次に「ものとする」を加え、同条後段を削り、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「四万十町教育委員会」を「教育委員会」に、「自家用車」を「登録車両」に改める。

第6条第1項中「第3条第2項の規定による承認を得て自家用車」を「、登録車両」に、「する場合において」を「した際に」に、「における」を「で発生した」に改め、「処置する」の次に「ものとする」を加え、同項ただし書中「用務終了後、公務と関係なく通常の時間を経過した後の事故は」を「公務上の事故と認められない場合及び当該職員に故意又は重大な過失があった場合は、」に改め、同項第1号中「町」を「四万十町（以下「町」という。）」に改め、同項第2号中「運転者たる」を「当該」に改め、同条第2項中「第3条第2項の規定による承認を得て自家用車」を「、登録車両」に改め、同項中「自家用車」を「登録車両」に改める。

第7条中「出張命令の日程に従った通常の経路上の事故による教職員の受傷については、用務終了後、公務に関係なく通常の時間を経過した後の事故の場合を除き」を「教職員が、登録車両を公務で使用した際にその経路上で発生した事故によって受傷した場合については」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、公務上の事故と認められない場合及び当該職員に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

第8条の見出し中「その他の留意事項」を「遵守事項」に改め、同条第1項中「常に教職員の健康状態等に留意し、酒気帯び運転、過労運転の禁止等の法令に違反することのないよう特に配慮すること。」を「登録車両の公務使用に当たっては、次の各

号に掲げる事項を徹底し、交通事故防止及び交通違反の防止に努めなければならない。」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 常に教職員の健康状態等に留意し、酒気帯び運転、過労運転の禁止等の法令に遵守すること。
- (2) 仕業点検の励行と道路運送車両法第48条の規定による定期点検整備の実施状況を確認する等、車両の整備状況に留意し安全運転の確保に努めること。
- (3) 運転免許証の有効期限切れにならないよう留意すること。

第8条第2項及び第3項を削る。

様式第1号中「第3条」を「第2条」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第3条関係)

出張・校外勤務・自家用車公務使用 伺

※例は用務の10日前までに(案内文書添付のうえ)提出してください。
 ※チケット・宿泊券等の手配を要する旅行については、15日前までに提出してください。

四万十町立 学校

氏名					所属長承認 サイン又は印
用務の内容					年 月 日
	□用務・期日は別紙案内の通り(案内を添付すれば用務の内容・期日の記載は不要)				支給の承認欄
期日	令和 年 月 日 (曜日) 時 分から 開会時間				有料駐車場 承認
	令和 年 月 日 (曜日) 時 分まで 閉会時間				有料道路 承認 タクシー 承認
月/日	出発地 出発時刻	目的地(会場名) 又は経由地	帰着地 帰着時刻	交通機関 右から選択 番号記入	1 公用車・借上車 2 貸切バス 3 自家用車 4 同乗 5 電車・バス 6 高速バス 7 鉄 道 8 船 舶 9 航空機 10 モノレール 11 空港連絡バス 12 自転車 13 徒 歩 14 その他 ()
/	学校・自宅 滞在地 時 分		学校・自宅 滞在地 時 分		
/	学校・自宅 滞在地 時 分		学校・自宅 滞在地 時 分		
/	学校・自宅 滞在地 時 分		学校・自宅 滞在地 時 分		
/	学校・自宅 滞在地 時 分		学校・自宅 滞在地 時 分		
/	学校・自宅 滞在地 時 分		学校・自宅 滞在地 時 分		
※交通機関を複数利用の場合は、行和(経路-利用交通機関)を記入して下さい。					
下記の項目について利用する場合は□にチェックを入れ、必要事項と利用する理由を記入してください。				宿泊を伴う場合は以下の欄にも記入(希望するホテルがあれば記入する)	
<input type="checkbox"/> 有料駐車場の利用 <input type="checkbox"/> 有料道路の利用 <input type="checkbox"/> 往路区間()~() <input type="checkbox"/> 復路区間()~() <input type="checkbox"/> タクシーの利用		理由		1. 宿泊施設 ホテル (第一希望) (第二希望) 2. 自宅 3. 実家・親戚・知人宅 4. 車中 5. その他	
<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取止 提出後、内容に変更があった場合は速やかに届け出る(変更箇所を朱書きする) 理由					所属長承認 サイン又は印
区分 (命令番号)	出 張		旅費無	校外勤務	出勤簿 チェック
	配 当	配当外			
			管内旅費	その他 ()	
備 考					県外自家用車使用時
					決裁欄 教育長 教育次長 課長

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

四万十町県費負担教職員の自家用車の公務使用に関する規程の一部を改正する教育長訓令について

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、四万十町立小中学校等に勤務する県費負担教職員（常勤的非常勤職員、臨時的使用職員、育児休業代替講師及び非常勤講師を含む。以下「教職員」という。）が公務（通勤を除く。以下同じ。）のために自家用車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車で職員が占有するものをいう。以下同じ。）を使用する場合について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自家用車の公務使用登録)</p> <p>第2条 教職員が公務で自家用車を使用しようとするときは、その車両をあらかじめ登録しておかなければならない。</p> <p>2 前項に規定する登録は、自家用車公務使用登録簿（様式第1号）を学校長に提出し、承認を得て行うものとする。</p> <p>3 学校長が、公務で使用する自家用車を登録したときは、自家用車公務使用登録簿の写しを教育長に提出するものとする。</p> <p>4 前3項の規定は、公務で使用する自家用車の変更について準用する。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第3条 教職員が、前条の規定により登録した自家用車（以下「登録車両」という。）を公務で使用する場合には、出張・校外勤務・自家用車公務使用何（様式</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、県費負担教職員（以下「教職員」という。）が自己所有の車（自動二輪車及び原動機付自転車を含む。以下「自家用車」という。）を公務に使用することについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(自家用車使用の制限)</p> <p>第2条 教職員が出張命令を受けて出張する場合において、自家用車を使用するときは、あらかじめ学校長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定による許可を受けた場合を除くほか、教職員は自家用車を公務に使用してはならない。</p> <p>(自家用車の公務使用の手続)</p> <p>第3条 教職員が自家用車を公務に使用するときは、その自家用車をあらかじめ自家用車公務使用登録簿（様式第1号）により学校長に提出し、承認を得るとともに、その写しを教育長に提出するものとする。自家用車公務使用登録簿の届け出内容に変更があった場合も同様とする。</p> <p>2 教職員が前記による届けをした自家用車を公務に使用する場合には、出張・校外勤務・自家用車公務使用何（様式第2号）に必要な事項を記載し、学校長の承認を受けるものとする。</p> <p>3 学校長は前項により、自家用車の使用を許可した場合に四万十町教育委員会等から旅費の支給を受けるものについては、様式第2号の写しを教育長に提出するものとする。</p>

第2号)により、学校長の承認を受けるものとする。
2 教職員は、登録車両以外を公務で使用してはならない。

(使用許可の条件)

第4条 登録車両の公務での使用は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り認められるものとする。

- (1) 公務上、登録車両の使用が必要であると認められること。
- (2) 公用車が使用できないとき、又は地理的条件、使用の方法等から公用車の使用が著しく不便であると認められること。
- (3) 児童生徒を乗用させる場合は、児童生徒の指導面等で特に必要であると認める場合であること。
- (4) 登録車両は、自動車損害賠償保険（以下「自賠責」という。）及び任意保険（対人無制限、対物1000万円以上）に加入している車両であること。ただし、前号の規定により使用する場合は、加えて搭乗者保険500万円以上に加えていること。
- (5) 登録車両は、適切に点検及び整備がされていること。
- (6) (略)
- (7) 出張先は、高知県内であること。ただし、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認める場合は、出張先が県外への出張にも使用することができる。

(旅費)

第5条 登録車両を公務で使用した場合は、高知県の職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）に定める旅費を支給するものとする。ただし、教育委員会の依頼により登録車両を使用して出張した場合は、四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例44号）に定める車賃とする。

(事故等発生の場合の措置)

第6条 教職員が、登録車両を公務で使用した際に、その経路上で発生した事故に

(自家用車の使用許可の条件)

第4条 教職員から自家用車の使用の申出があった場合は、次に掲げる要件を全て整えている場合に限り許可することができる。

- (1) 公務の能率的執行上、自家用車の使用が客観的に必要であると認められること。
- (2) 公用車が使用できないとき、又は地理的条件、使用の方法等から公用車の使用が客観的に著しく不便であると認められること。
- (3) 児童生徒を乗用させる場合は、児童生徒の事故発生及び生徒指導等の面で特に必要であると認める場合であること。
- (4) 自動車損害賠償保険（以下「自賠責」という。）及び任意保険（対人無制限、対物1000万円以上）に加入している車両であること。ただし、前号の規定により使用する場合は、加えて搭乗者保険500万円以上に加えていること。
- (5) 自家用車の点検及び整備が適切になされていると認められること。
- (6) (略)
- (7) 自家用車を公務に使用できる範囲は、高知県内であること。ただし、県外の場合は、教育委員会と協議のうえです許可の決定をする。

(8) 自動二輪車及び原動機付自転車の公務使用については、使用の必要性や職員の健康面、安全性等を総合的に判断して無理のないものであること。

(自家用車の使用の場合の実費弁償)

第5条 自家用車を使用して出張した場合は、高知県の職員の旅費に関する条例（昭和29年高知県条例第36号）に定める旅費（車賃）を支給する。その他、借上げ料及び燃料費は支給しない。但し、四万十町教育委員会の依頼により自家用車を使用して出張した場合は、四万十町一般職の職員の旅費に関する条例（平成18年四万十町条例44号）に定める車賃とする。

(事故等発生の場合の措置)

第6条 教職員が第3条第2項の規定による承認を得て自家用車を公務で使用する

改正後

よって、第三者に対して損害を与えた場合の損害賠償については、次のとおり処置するものとする。ただし、公務上の事故と認められない場合及び当該職員に故意又は重大な過失があった場合は、この限りでない。

(1) 自賠責及び任意保険の適用となる事故については、自賠責及び任意保険をもって第三者に賠償し、それを超える額については四万十町（以下「町」という。）が第三者に賠償する。

(2) 当該教職員の故意又は重大な過失による事故の場合、町が負担した損害賠償の範囲内において教職員に求償する。

2 教職員が、登録車両を公務で使用した場合において、自己の故意又は過失なくして、当該登録車両に関して損害を受けた場合は、四万十町職員の私有車の公務使用に関する規程（平成18年訓令第5号）第5条の規定を準用する。

(公務災害の認定)

第7条 教職員が、登録車両を公務で使用した際にその経路上で発生した事故によって受傷した場合については、当該教職員の公務災害認定請求に基づき、公務上の災害である旨の意見を付す。ただし、公務上の事故と認められない場合及び当該職員に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。

(遵守事項)

第8条 学校長は、登録車両の公務使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を徹底し、交通事故防止及び交通違反の防止に努めなければならない。

(1) 常に教職員の健康状態等に留意し、酒気帯び運転、過労運転の禁止等の法令に遵守すること。

(2) 作業点検の励行と道路運送車両法第48条の規定による定期点検整備の実施状況を確認する等、車両の整備状況に留意し安全運転の確保に努めること。

(3) 運転免許証の有効期限切れにならないよう留意すること。

改正前

場合において、その経路上における事故によって、第三者に対して損害を与えた場合の損害賠償については、次のとおり処置する。ただし、用務終了後、公務と関係なく通常の時間を経過した後の事故はこの限りでない。

(1) 自賠責及び任意保険の適用となる事故については、自賠責及び任意保険をもって第三者に賠償し、それを超える額については町が第三者に賠償する。

(2) 運転者たる教職員の故意又は重大な過失による事故の場合、町が負担した損害賠償の範囲内において教職員に求償する。

2 教職員が第3条第2項の規定による承認を得て自家用車を公務で使用した場合において、自己の故意又は過失なくして、当該自家用車に関して損害を受けた場合は、四万十町職員の私有車の公務使用に関する規程（平成18年訓令第5号）第5条の規定を準用する。

(公務災害の認定)

第7条 出張命令の日程に従った通常の経路上の事故による教職員の受傷については、用務終了後、公務に関係なく通常の時間を経過した後の事故の場合を除き、当該教職員の公務災害認定請求に基づき、公務上の災害である旨の意見を付す。

(その他の留意事項)

第8条 学校長は、常に教職員の健康状態等に留意し、酒気帯び運転、過労運転の禁止等の法令に違反することのないよう特に配慮すること。

2 学校長は、作業点検の励行と道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条の規定による定期点検整備の実施状況を確認する等、車両の整備状況に留意し安全運転の確保に努めること。

3 公務使用かどうかにかかわらず、運転免許証の有効期限切れにならないよう留意すること。

改正後

様式第1号 (第2条関係)

自家用車公務使用登録簿

所屬 学校 年 月 日	車種 登録番号 又は印	職名		自賠責保険 会社名 登録番号 有効期間	意 義			運転免許 取得年月日 有効期限	車検有効 期	届出 サイン 又は印
		氏名	氏名		保 険	対 人	対 物			

※学校長確認は、原本（自賠責保険証、任意保険証、運転免許証、車検証）により確認すること。
学校長確認後、写しを教育長に提出すること。

改正前

様式第1号 (第3条関係)

自家用車公務使用登録簿

所屬 学校 年 月 日	車種 登録番号 又は印	職名		自賠責保険 会社名 登録番号 有効期間	意 義			運転免許 取得年月日 有効期限	車検有効 期	届出 サイン 又は印
		氏名	氏名		保 険	対 人	対 物			

※学校長確認は、原本（自賠責保険証、任意保険証、運転免許証、車検証）により確認すること。
学校長確認後、写しを教育長に提出すること。

改正後

改正前

様式第2号 (第3条関係)

様式第2号(第3条関係)

出張・校外勤務・自家用車公務使用 何

※欄は用務の10日前までに(郵内文書添付のうえ)提出してください。
※チケット・宿泊券等の手配を要する旅行については、15日前までに提出してください。

Table with columns: 氏名, 用務の内容, 期日, 出発時刻, 目的地, 帰着時刻, 滞在地, 出発時刻, 目的地, 帰着時刻, 滞在地, 出発時刻, 目的地, 帰着時刻, 滞在地. Includes a list of vehicle types like 公用車, 貸切バス, etc.

※高速道路無料区間利用の場合は、行程(経路・利用交通機関)を記入して下さい。
※交通機関を複数利用の場合は、行程(経路・利用交通機関)を記入して下さい。

Table with columns: 下記の項目について利用する場合は□にチェックを入れ、必要事項と利用する理由を記入して下さい。
理由

区 分 (命令番号)
出張
配当
配当外
旅費無
校外勤務

備考
県外自家用車使用時
教育次長
課長

様式第2号 (第3条関係)

出張・校外勤務・自家用車公務使用 何

※欄は用務の10日前までに(郵内文書添付のうえ)提出してください。
※チケット・宿泊券等の手配を要する旅行については、15日前までに提出してください。

Table with columns: 氏名, 用務の内容, 期日, 出発時刻, 目的地, 帰着時刻, 滞在地, 出発時刻, 目的地, 帰着時刻, 滞在地, 出発時刻, 目的地, 帰着時刻, 滞在地. Includes a list of vehicle types like 公用車, 貸切バス, etc.

※高速道路無料区間利用の場合は、行程(経路・利用交通機関)を記入して下さい。
※交通機関を複数利用の場合は、行程(経路・利用交通機関)を記入して下さい。

下記の項目について旅費支給の必要な場合は、□にチェックを入れ、必要事項を記入して下さい。
理由

区 分 (命令番号)
出張
配当
配当外
旅費無
校外勤務

備考
県外自家用車使用時
教育次長
課長

【改正の理由】

今回の改正については、四万十町立小中学校等に勤務する教職員が公務に自動車を使用している実情に応じて、また事務の簡素化を行うため、様式第2号を変更するものです。

この他、簡潔で運用しやすい状況となるよう内容を改正するものです。

議案第12号

四万十町小中学校校内研究支援事業費補助金交付要綱の廃止について

四万十町小中学校校内研究支援事業費補助金交付要綱を廃止する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町小中学校校内研究支援事業費補助金交付要綱を廃止する訓令

四万十町小中学校校内研究支援事業費補助金交付要綱（平成21年四万十町教育長訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

参 考

「四万十町小中学校校内研究支援事業費補助金交付要綱」については、町内の小中学校の学力向上を推進するため、各学校が学力向上における課題と改善方策を認識し、課題解決等に向けて自主的・主体的に行う研究や取り組みを支援するため、平成21年5月に制定したものです。

これまで、この補助金により各学校の取組等の支援を行ってきましたが、補助金の性質上、この取扱いは適切であるとは言えないという補助金審査会での審査結果を受け、廃止することとしました。

なお、来年度以降の各学校の取組等に対する支援については、補助金ではなく別に予算を確保し継続することとしています。

議案第13号

四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱の廃止について

四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱を廃止する訓令を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱を廃止する訓令

四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱（平成18年四万十町教育長訓令第16号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

参 考

「四万十町キャリアアップ事業費補助金交付要綱」については、総合的な学習の取り組みを推進するため、学校が地域性や特殊性を踏まえ、学校毎に児童又は生徒・保護者・地域・教職員が共に連携して実施する自主的・主体的な活動を支援するため、平成18年7月に制定したものです。

これまで、この補助金により各学校の活動の支援を行ってきましたが、補助金の性質上、この取扱いは適切であるとは言えないという補助金審査会での審査結果を受け、廃止することとしました。

なお、来年度以降の各学校の活動に対する支援については、補助金ではなく別に予算を確保し継続することとしています。

議案第14号

令和4年度四万十町立保育所及び認定こども園の嘱託医等の委嘱について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条に基づく保育所嘱託医の委嘱並びに学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に基づく認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和4年度四万十町立保育所嘱託医

委嘱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

	嘱託医（内科医）	嘱託医（歯科医）
見付保育所	大西病院 小倉 英郎	矢野歯科 矢野 宗憲
東又保育所	土居診療所 土居 秀策	長山歯科 長山 久美子
興津保育所	土居診療所 土居 秀策	長山歯科 長山 久美子
北ノ川保育所	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
小鳩保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人
昭和保育所	澤田 由紀子	どい歯科クリニック 土居 詔人

令和4年度四万十町立認定こども園学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

委嘱期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

	学校医	学校歯科医
認定こども園 たのの	澤田 由紀子	いわさき歯科 岩崎 善仁
	学校薬剤師	
	たいしょう薬局 野村 泰之	

参 考

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

【抜粋】

第 5 章 保育所

（職員）

第三十三条 **保育所には、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。**ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳に満たない幼児おおむね二十人につき一人以上、満四歳以上の幼児おおむね三十人につき一人以上とする。ただし、保育所一につき二人を下ることはできない。

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） **【抜粋】**

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 **学校には、学校医を置くものとする。**

- 2 **大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。**
- 3 **学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。**
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

議案第15号

四万十町立小中学校の学校薬剤師の委嘱について

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条に基づく四万十町立小中学校の学校薬剤師を下記のとおり変更し委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

変更前

川口小学校の学校薬剤師

わたなべ あきひろ
渡辺 明宏

東又小学校、興津小学校の学校薬剤師

さの ともゆき
佐野 友之

変更後

川口小学校、東又小学校の学校薬剤師

たかはし ひろき
高橋 弘季

興津小学校の学校薬剤師

いけだ ゆたか
池田 豊

変更日（委嘱する日）

令和4年4月1日

参 考

学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号） 【抜粋】

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）

第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

- 2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。
- 3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。
- 4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。
- 5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は、文部科学省令で定める。

令和4年度 四万十町小中学校 校医・歯科医・薬剤師一覧

学校名	校 医	歯 科 医	薬 剤 師
	内 科		
仁井田小学校	タカハシ ヒトシ 高橋 均	ド イ アキヒト 土居 詔人	オカジマ チ サ 岡島 千紗
影野小学校	タカハシ ヒトシ 高橋 均	イシモト カツミ 石元 克実	オカジマ チ サ 岡島 千紗
七里小学校	タカハシ ヒトシ 高橋 均	ツネイシ ノブヒコ 恒石 宣彦	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
米奥小学校	タカハシ ヒトシ 高橋 均	ツネイシ ノブヒコ 恒石 宣彦	ワタナベ アキヒロ 渡辺 明宏
窪川小学校	タケダ タカシ 武田 丘	ヤ ノ ムネノリ 矢野 宗憲	ヤ ノ タミヨ 矢野 民代
川口小学校	イシカワ アヤコ 石川 紋子	コバタ ケイゾウ 小島 啓三	タカハシ ヒロキ 高橋 弘季
東又小学校	ド イ シュウサク 土居 秀策	ナガヤマ ク ミ コ 長山 久美子	タカハシ ヒロキ 高橋 弘季
興津小学校	ド イ シュウサク 土居 秀策	ヤ ノ ムネノリ 矢野 宗憲	イケダ ユタカ 池田 豊
窪川中学校	イシカワ アヤコ 石川 紋子 ド イ シュウサク 土居 秀策	コバタ ケイゾウ 小島 啓三 ナガヤマ ク ミ コ 長山 久美子 ヤ ノ ムネノリ 矢野 宗憲	ヤ ノ タミヨ 矢野 民代
田野々小学校	サワダ ユ キ コ 澤田 由紀子	イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
北ノ川小学校	サワダ ユ キ コ 澤田 由紀子	イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
大正中学校	サワダ ユ キ コ 澤田 由紀子	イワサキ ヨシヒト 岩崎 善仁	ノムラ ヒロユキ 野村 泰之
北ノ川中学校			
十川小学校	サワダ ユ キ コ 澤田 由紀子	ド イ アキヒト 土居 詔人	マツダ ヨシフミ 松田 吉史
昭和小学校	サワダ ユ キ コ 澤田 由紀子	ド イ アキヒト 土居 詔人	マツダ ヨシフミ 松田 吉史
十川中学校	サワダ ユ キ コ 澤田 由紀子	ド イ アキヒト 土居 詔人	マツダ ヨシフミ 松田 吉史

議案第16号

令和4年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動について

令和4年4月1日付け学校校務員及び保育所等職員の人事異動を別添のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第17号

令和4年度教育委員会会計年度任用職員の任用について

令和4年度教育委員会会計年度任用職員を別紙のとおり任用することについて、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

令和4年度教育委員会会計年度任用職員

学校教育課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
一般事務補助	学校教育課	必要な期間	パート	1人	
	教育研究所	必要な期間	パート	1人	
	県費事務職員の未配置 小中学校	必要な期間	パート	必要数	
	興津小学校	必要な期間	パート	1人	防災枠
	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
学校校務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	障害者雇用を含む。
学校図書支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
I C Tサポーター	学校教育課	必要な期間	パート	2人	
学校事務員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育支援センター指導員	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	保育士資格、教員資格、保健師資格
特別支援教育支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育相談員	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
給食配送員	学校給食センター	必要な期間	パート	必要数	
マイクロバス運転手	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
放課後学習支援員	配置が必要な小中学校	必要な期間	パート	必要数	
部活動指導員	配置が必要な中学校	必要な期間	パート	必要数	
教育研究所長	教育研究所 (補導センター)	必要な期間	パート	1人	
補導センター所長					
スクールソーシャルワーカー (SSW)	教育研究所	必要な期間	パート	必要数	
J E Tプログラムコーディネーター	学校教育課	必要な期間	パート	必要数	
外国語指導助手 (ALT)	学校教育課	必要な期間	パート	必要数	

生涯学習課関係

職 種	配 属 先	任用期間	勤務形態	人数	備考
清掃員	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
一般事務補助	大正地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
	図書館（美術館）	必要な期間	パート	必要数	障害者雇用を含む。
保育補助	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
調理員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	フル	1人	
			パート	必要数	
子育て支援員	保育所	必要な期間	パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	パート	必要数	
	子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数	
図書館事務	図書館（美術館）	必要な期間	パート	必要数	事務、司書
専任補導員	補導センター	必要な期間	パート	3人	
保育士	保育所	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
	認定こども園	必要な期間	フル	必要数	学級担任等
			パート	必要数	
子育て支援センター	必要な期間	パート	必要数		
マイクロバス運転手	生涯学習課	必要な期間	パート	1人	
草刈等作業員	大正・十和地域振興局町民生活課	必要な期間	パート	必要数	
国際交流員（CIR）	生涯学習課	必要な期間	パート	2人	
図書館長	図書館（美術館）	必要な期間	パート	1人	
美術館長					

議案第18号

令和3年度教育委員会関係3月補正予算案について

令和3年度教育委員会関係3月補正予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第19号

令和4年度教育委員会関係当初予算案について

令和4年度教育委員会関係当初予算案について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和4年3月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

